

第 4067 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 8月24日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 貸金業法の改正

Q：貸金業法が改正されたそうですが、資金調達に何か支障がでますでしょうか？

A：法人は対象外なので影響はありませんが、個人事業者は対象になりますので、影響が出るかもわかりません。

【解説】

さきごろ、貸金業法が改正され、個人ローンの上限が年収の3分の1までとされました。

目的は、多重債務問題を解消するためです。対象は、個人なので法人には影響がありませんが、個人事業者については影響が出るかもわかりません。

概要は、次のとおりです。

- ①銀行や信用金庫などからの借入れは対象外です。
- ②消費者金融やクレジット会社からの借入れが対象になりますが、住宅ローンや自動車ローンは対象外になっています。
- ③クレジットカードのショッピング枠も対象外です。
- ④原則として、運転資金等のローンが事業所得の3分の1以下でないと申し込み不可ですが、事業計画、収支計画、資金計画を提出した場合には3分の1を超えても融資が受けられる場合があります。
- ⑤夫婦で借りる場合は、夫婦の借入合計が2人の年収の3分の1までとなります。
その他、金利の上限が利息制限法の水準（借入金額の応じて15%から20%）とされました。

